

X（旧 Twitter）宮古市公式アカウント運用方針

本運用方針は、X（旧 Twitter）宮古市公式アカウントの開設に当たって、本アカウントによる情報発信について、利用者の皆様に誤解や混乱が生じないように、下記のとおり定めるものです。

1. 利用ソーシャルメディア

- (1) ソーシャルメディア名 X（旧 Twitter）
- (2) アカウント名 岩手県宮古市公式アカウント（@miyako_city）
- (3) Twitter URL http://www.twitter.com/miyako_city

2. 情報発信の目的及び掲載情報の範囲

宮古市の市政情報のうち、次に掲げる情報を市内外に発信し、宮古市ホームページとあわせて市政運営についてよりきめ細かい情報提供を行うことを目的とします。

- (1) 災害情報
- (2) 防災情報
- (3) 交通情報（市の管理する道路の通行規制等）
- (4) 観光情報・イベント情報（比較的大きなもの）
- (5) その他運用管理者が必要と認める情報

3. 想定される利用者

宮古市民並びに宮古市に関心のある方

4. 情報掲載の方法等

(1) 掲載方法

本アカウント内のプロフィール及びタイムラインへの情報掲載（必要に応じて「ハッシュタグ」を使用）のほか、他のアカウントを「リツイート」、「リプライ」等することにより行います。

また、運用にあたって、YouTube、Google 等と連携して情報発信を行うことがあります。

(2) 対応時間等

原則として開庁時間内の下記の時間帯に情報掲載を行います。この時間帯以外にも必要に応じて行う場合があります。なお、情報掲載の頻度は不定期とします。

対応日：平日（土日祝日及び閉庁日を除く。） 対応時間：午前 9 時～午後 5 時

5. フォロー等への返信

- (1) 利用者からの「リツイート」、「リプライ」等に対して、原則として市から返信はいたしません。
- (2) 当市の市政運営に対するご意見・ご提言や問い合わせ、また、災害情報等の緊急通報につきましては、別途受付・対応窓口を設けておりますので、そちらにお願いします（詳しくは本運用方針「12. 問い合わせ」をご参照ください。）。)

6. 運用管理等

- (1) 運用管理者 政策推進部秘書広報課長
- (2) 運用担当者 政策推進部秘書広報課職員及び運用管理者が定める部署の職員

7. 禁止事項

利用者がコメント等を行うにあたり、下記の事項に該当するものを掲載することを禁止します。禁止行為を行った、又は行う恐れがあると運用管理者が判断した場合には、事前に通告す

ることなく、コメントの削除、利用制限等を行う場合があります。

- ① 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ② 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ③ 政治、宗教活動を目的とするもの
- ④ 著作権、商標権、肖像権等 市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ⑤ 広告、宣伝、勧誘、営業活動 その他営利を目的とするもの
- ⑥ 人種、思想、信条等の差別又は当該差別を助長させるもの
- ⑦ 公序良俗に反する内容
- ⑧ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂と考えられるもの
- ⑨ 本人の承諾なく個人情報に特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- ⑩ 有害なプログラム等
- ⑪ わいせつな表現等を含むもの
- ⑫ その他運用管理者が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

8. 著作権

- (1) 本アカウントのプロフィール及びタイムラインに掲載している情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権は、宮古市に帰属します。
- (2) 本アカウントに掲載している情報について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合及びTwitter上で「リツイート」機能を使用するなど、転載の対象となる情報を改変せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製又は転載することはできません。

9. 個人情報の取り扱いについて

本アカウントの運用により取得した個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。

10. 免責事項

- (1) 当市が行う本アカウントへの情報掲載は、細心の注意を払っておりますが、完全性、有用性について保証するものではありません。特に災害情報等緊急を要すると判断される内容については、未確認・未確定の情報を掲載する場合があります。
- (2) 利用者等が本アカウントを利用することで生じた直接的・間接的な損失について、宮古市は一切責任を負わないものとします。
- (3) 本アカウントの運用方針及び内容は、予告なく変更することがあります。

11. 適用

本運用方針は、平成 26 年 4 月 30 日から適用します。ただし、平成 27 年 4 月 29 日までは試行期間とします。

12. 問い合わせ

- (1) 本アカウントに関する問い合わせ先

宮古市政策推進部秘書広報課広報プロモーション係（電話：0193-62-2111（直通 68-9065）、FAX：0193-63-9114、メールアドレス：info@city.miyako.iwate.jp）

- (2) 市政運営に関するご意見・ご質問

宮古市ホームページ「私の提言（市長への手紙）」をご利用ください。恐れ入りますが、本

アカウントでは受け付け、回答はできかねますので、ご容赦願います。

(3) 災害情報等の緊急通報について

対応時間は原則開庁時間のみで、対応時間内においても業務の都合により、担当職員がコメント等を常時確認・対応することを約束するものではありません。災害情報等の緊急通報については、市役所又は各総合事務所等に電話等で連絡願います。

なお、災害時においては、情報収集の一環として掲載情報へのリプライ等を参考にする場合もありますが、担当職員による即時の対応を約束するものではありません。特に、人命がかかっている等緊急性が高い情報については、内容に応じて消防、警察等への電話通報をお願いします。

令和 26 年 4 月 30 日 施行

令和 8 年 7 月 1 日 改訂